

## お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】 <団体ゴルファー保険>

※「団体ゴルファー保険」は、ゴルファー賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

団体総合生活補償保険の普通保険約款、ゴルファー賠償責任保険特約、その他主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款、特約）をご参照ください。

### ■用語のご説明

区分	用語	説明
共 通	ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
	ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金が有料（注）のものをいいます。 （注）有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。
	ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
	ゴルフの練習中、競技中または指導中	ゴルフの練習中、競技中、指導中に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ゴルファー 傷害補償 特 約	支払対象期間	傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。 （注）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます（継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません）。
	治療	医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 （注）治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。
	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ゴルフ用品 補償特約	ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他ゴルフ用に設計された物、被服類およびそれらを収容するバッグ類であって、被保険者所有のゴルフ用品一式をいいます。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗賊、不法侵入者による損傷・汚損を含みます。
	保険価額	ゴルフ用品に損害が発生した地および時におけるゴルフ用品の価額をいいます。

■ 団体ゴルファー保険の補償内容

**補償重複**マークがある特約をセットされる場合のご注意

**補償重複**マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 団体ゴルファー保険の補償内容は下表のとおりです。
2. 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。また、ゴルファー賠償責任保険特約については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
ゴルファー賠償責任保険特約  <b>補償重複</b>	法律上の損害賠償責任	日本国内外において被保険者が行うゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額                     </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金                     </div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額                     </div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         免責金額（*） （0円）                     </div>	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ② 被保険者の使用人（被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディを除きます）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※2 ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑦ 航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など  ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。

(\*）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

※ 1回の事故につき、ゴルファー賠償責任保険金額が限度となります。

※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。

※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額がゴルファー賠償責任保険金額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

④ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。

※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(\*1)の合計額が、損害の額(\*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(\*1)

・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(\*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(\*1)を限度とします。

(\*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(\*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた

特 約 名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			残額とします。	
ゴルフ 傷害補償 特 約	ご自身の 傷 害 (ケガ)	被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、かつ、次のいずれかに該当する場合 ①傷害死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 ②傷害後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合※1 ③傷害入院保険金 そのケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間を超えて継続した場合※2 ④傷害通院保険金 そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合  ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。 ※2 事故の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	①傷害死亡保険金 <b>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</b>  ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ②傷害後遺障害保険金 <b>傷害死亡・後遺障害保険金額</b> × <b>約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</b>  ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ③傷害入院保険金 <b>傷害入院保険金日額</b> × <b>入院日数</b>  ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ④傷害通院保険金 <b>傷害通院保険金日額</b> × <b>通院日数</b>  ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑥ 被保険者に対する刑の執行 ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩ 上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
ゴルフ 用品補償 特 約  <b>補償重複</b>	用品の損害	ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品に次のいずれかによって損害が発生した場合 ①ゴルフ用品の盗難。ただし、ゴルフボールの盗難は、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限ります。 ②ゴルフクラブの破損または曲損	①ゴルフ用品を修理できない場合 <b>損害の額</b> ②ゴルフ用品を修理できる場合 <b>修理費</b>  ※ 保険期間を通じ、ゴルフ用品保険金額を限度とします。 ※ 修理費は、損害発生直前の状態に復するに必要な修理費とし、価値の下落は修理費に含みません。 ※ 損害の額または修理費は、その損害の発生したゴルフ用品の保険価額を限度とします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者と同居する親族の故意 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性の作用またはこれらの特性による事故 ⑥ ゴルフ用品の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはゴルフ用品を管理する方が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害を除きます。 ⑦ ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑧ ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの。ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害は除きます。 ⑨ ゴルフ用品の置き忘れ・紛失

特 約 名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				<p>(2) 次の損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品の損害</p> <p>②ゴルフボールのみの盗難による損害</p> <p>③ゴルフクラブ以外の用品の破損または曲損による損害</p> <p>など</p> <p>※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となりません。</p>
<p>ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)</p> <p><b>補償重複</b></p>	<p>ホールインワン・アルパトロス費用</p>	<p>アマチュアゴルファーである被保険者が保険期間中に日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用(実費)をお支払いします。</p> <p>保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃(*)したものに限り、</p> <p>①同伴競技者</p> <p>②同伴競技者以外の第三者(具体的には次の方をいいます)</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など</p> <p><b>ご注意</b></p> <p>キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃(*)がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。</p> <p>※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルパトロスもお支払いの対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃(*)がある場合</li> <li>ホールインワンまたはアルパトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合</li> </ul> <p>(*)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。</p>	<p><b>ホールインワン・アルパトロス費用の額</b></p> <p>&lt;ホールインワン・アルパトロス費用&gt;</p> <p>①贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用は含みません。</p> <p>ア.貨幣、紙幣</p> <p>イ.有価証券</p> <p>ウ.商品券等の物品切手</p> <p>エ.プリペイドカード(ホールインワンまたはアルパトロスを達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます)</p> <p>②祝賀会費用</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他、慣習として支出することが適当な次の費用。ただし、ホールインワン・アルパトロス費用保険金額の10%を限度とします。</p> <p>ア.社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用</p> <p>イ.ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用</p> <p>ウ.記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルパトロスを記念して作成するモニュメント等の費用</p> <p>※ 1回のホールインワンまたはアルパトロスにつき、ホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、支払限度額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)</li> <li>他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。</li> </ul> <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) 支払限度額とは、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。</p> <p>この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①日本国外で達成したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>②ゴルフ場経営者がその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>③ゴルフ場の従業員等が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>など</p>